

津山商工会議所 行動計画

全職員がその能力を十分に発揮し、仕事と子育てを両立させることができ、組織全体での雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年10月1日 ～ 令和11年9月30日までの5年間

2. 内容

目標1： 妊娠中や産休・育児休業復帰後の職員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和6年10月～ 相談窓口の設置について検討する
- 令和6年10月～ 相談窓口設置の具体的体制の決定

目標2： 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和6年10月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和6年10月～ 制度に関するパンフレット等を職員に配布

目標3： 育児休業を取得しやすい環境づくりのための育児休業制度等を会議等で周知するとともに、子供の出生時における育児休業の取得を推進する。

<対策>

- 令和6年10月～ 育児を行う職員の所定労働時間を把握する
- 令和6年10月～ 制度内容等についての研修実施、または朝礼等により職員に周知する
- 令和6年10月～ ①所定労働時間が増加した場合、対象職員と面談を行い業務内容の見直し等を行う
②対象職員の業務遂行状況を把握して、所定労働時間内に業務が完了するよう協力体制を整える